

# 大阪駅前ダイヤモンド地下街 「デイズスクエア」 使用規則

## (目的)

第1条 この規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街（以下「地下街」という。）の「デイズスクエア」（以下「スクエア」という。）に関する平成13年4月1日以後の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (使用の申込み)

第2条 スクエアを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の使用申込書を大阪市街地開発株式会社（以下「会社」という。）に提出しなければならない。

## (使用の承認)

第3条 会社は、前条の規定による申込みを受けたときは、第4条に定める使用基準に基づいて、必要な事項を審査し、その使用の承認の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、スクエアの使用を承認したときは、申込者に対し、所定の使用承認書を交付するものとする。

## (使用基準)

第4条 スクエアは、来街者に対し、主として公共、公益的な情報及び新製品の展示、販売促進やサンプリング、観光案内や広報などの情報を発信するためのスペースとして使用するものとし、次の各号の1に該当する使用申込みについては、これを承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (2) 来街者に対し、不快の念を与えるもの
- (3) 物品の販売、金銭授受を伴う契約行為、但し、内容により許可する場合がある。
- (4) 地下街の管理運営に支障のあるもの
- (5) その他会社が不相当と認めるもの

2 飲食物の提供に関しては、別途必要事項を審査する。

## (使用時間)

第5条 スクエアの使用は1日単位とし、使用時間は7：00～23：00（準備、後片付け等の時間を含む。）とする。ただし、会社の承認を得た場合は、この限りでない。

2 使用料金は、1日につき300,000円（税別）とする。

## (使用料金の納入)

第6条 スクエアの使用について、承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、スクエア使用料金を指定の納入期限までに、前納しなければならない。ただし、会社が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (使用料金の割引)

第7条 会社は、次の各号の1に該当する使用について、規定使用料金の5割を超えない範囲において、使用料金の割引を行うことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体、又は公共的団体において、公用、公共用又は、公

益事業の用に供するもの。

(2) その他、会社が特に必要と認めるもの

(承認の取消等)

第8条 会社は、次の各号の1に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止することができる。

- (1) 会社の管理運営上、やむを得ないとき
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由が発生したとき
- (3) 指定した期日までに使用料金を納入しないとき
- (4) 承認した使用目的若しくは内容に反するとき
- (5) 使用者の不手際により混乱若しくは事故が発生したとき、又はその恐れが生じたとき
- (6) 会社の承認なく、第三者に使用权の一部又は全部を譲渡若しくは転貸したとき
- (7) 使用者の都合により、使用取り消しの申し出があったとき

(使用料金の返還)

第9条 既納の使用料金は、次の各号に掲げる場合を除き、返還しない。

- (1) 前条第1号及び第2号の規定により使用の承認を取り消したとき、又は使用を中止したとき 全額返還
- (2) 前条第7号の規定により使用日の1ヶ月前までに使用取り消しの申し出があったとき 5割返還

(注意義務等)

第10条 使用者は、使用目的に従って、事故が生じないように十分な注意をもってスクエアを使用しなければならない。

- 2 スクエア使用に伴う事故等の損害賠償責任は使用者が負うものとする。
- 3 スクエア内外の地下街施設、設備を毀損、汚損させた場合は、使用者の負担において原状に回復しなければならない。

(イベントの設営及び撤去)

第11条 イベントの設営及び撤去は、使用者の責任において行うものとする。

- 2 設営及び搬入の時間は、原則として、当日の7:00~10:00とする。又撤去の時間は当日の23:00までとする。

(その他)

第12条 本規則に定めのない事項については、使用者は会社の指示に従うものとする。

## 附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成16年4月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成18年10月1日から施行する。

この改正後の規則は、平成25年1月1日から施行する。